

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和4年2月18日・東京都規則第11号

1 概要

(1) 改正理由

- ア 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和3年10月4日付政令第281号）に基づき、令和4年2月20日付けで「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）が施行されるため、規定を整備する必要がある。
- イ 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年5月10日法律第31号）及び「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成29年5月12日法律第26号）の施行に伴い条ずれが生じるため、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

- ア 規則別表第8（第61条関係）の13（住宅団地の設置）及び14（高層建築物の設置）に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定に基づく許可の申請」を追記する。
- イ 規則第51条第1号中「第九条第十六項」を「第九条第十七項」に改め、規則別表第8（第61条関係）の9（2）中「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改める。

2 施行日

ア 令和4年2月20日

イ 公布の日

3 問合せ先

環境局総務部環境政策課

直通 03-5388-3406

内線 42-178